以下②において同じ。）にあっては、満17月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満４月以上満24月未満(肥育牛にあっては、満４月以上満17月未満）のものに限る。)、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

イ　都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、５頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を実施する。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したときは、検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に実施する。

⑵　清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（鹿、めん羊､山羊、豚及びいのししにあっては、５頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

⑶　検査員の遵守事項

⑴及び⑵の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

①　車両を当該農場の敷地の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。

②　当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

③　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

④　立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

３　その他

⑴　農林水産省は、１及び２の調査・検査並びに動物衛生研究所が行う検査の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を行う。

⑵　発生農場の防疫措置に従事した日から７日を経過していない者は、１及び２の調査・検査において、農場に立ち入らないものとする。

第12　予防的殺処分（法第17条の２）

１　予防的殺処分の実施の判断

⑴　予防的殺処分は、口蹄疫に感染していない健康な家畜を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合のやむを得ない措置として、実施する。

⑵　このため、農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、予防的殺処分の実施を決定する。

①　通報の遅さ（病変の状態､発症畜数等）

②　感染の広がり（疫学関連農場数、豚への感染の有無）

③　環境要因（周辺農場数､家畜飼養密度、山・川の有無等の地理的状況）

④　埋却を含めた防疫措置の進捗状況

⑶　予防的殺処分の実施を決定する場合には、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定する。

２　予防的殺処分の実施手順等

⑴　農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し､公表する。

①　実施時期

②　実施地域

③　対象家畜

④　ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無（実施する場合には、これらの実施時期、実施範囲、対象家畜等）

⑤　その他必要な事項

⑵　都道府県は､当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲与し、又は貸し付ける。

⑶　この場合、農林水産省は、予防的殺処分が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

⑷　予防的殺処分は、第６の１に規定すると殺に準じて行う。また、第６の５に規定する方法と同様に、予防的殺処分の対象家畜の評価を行う。

この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とし、家畜が予防的殺処分の対象家畜であることは考慮しないものとする。

第13　ワクチン

１　現行のワクチンは、口蹄疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序なワクチンの使用は、口蹄疫の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある。

２　動物衛生課は、ワクチン接種が必要となる場合に備え、患畜又は疑似患畜の判定後速やかに、その原因ウイルスの血清型及び遺伝子の配列情報の分析結果等に基づき、当該ウイルスに対する備蓄ワクチンの有効性について、判定する。

３　備蓄ワクチンが有効と考えられる場合は、第12に定めるところにより使用する。

４　農林水産省は、ワクチンについて、韓国の事例も踏まえ、更に研究・検討を進める。

第14　家畜の再導入

１　導入前の検査

都道府県は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の１月前以内に、当該農場に立入検査を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導徹底する。

２　導入後の検査

都道府県は、家畜の再導入後２週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも３月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

第15　発生の原因究明

１　農林水産省及び都道府県は、口蹄疫の発生の確認後直ちに、発生農場に関する疫学情報の収集、家畜、人（獣医師、人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の移動、飼料の利用（輸入飼料の利用有無等)、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等に関する網羅的な調査を、動物衛生研究所等の関係機関と連携して実施する。

２　食料・農業・農村政策審議会牛豚等疾病小委員会の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、１の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言・指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因究明の分析・取りまとめを行う。

第16　その他

１　種雄牛など遺伝的に重要な家畜を含め、畜産関係者の保有する家畜について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種畜の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。

２　農林水産省消費・安全局長は、防疫作業の実施に関する具体的なマニュアルを定めるとともに、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。

３　農林水産省は、農場段階で使用可能な簡易検査法の開発など防疫措置の改善に寄与する研究開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。